

# Weekly Report

第 735 号

令和 6 年 2 月 19 日

## 短時間労働者に対する社会保険適用拡大

本年10月から、特定適用事業所（現行は従業員数101人以上の企業等）で働く一定の短時間労働者に対する社会保険（厚生年金・健康保険）の適用が拡大され、特定適用事業所となる規模要件が従業員数「51人以上」の企業等となります。

### ◆10月から特定適用事業所となる企業等は

特定適用事業所に該当するか判断する際の従業員数とは、厚生年金の被保険者数（適用拡大の対象となる短時間労働者等は除く）で判定し、直近12カ月のうち6カ月以上で被保険者数が51人以上となることが見込まれる場合に特定適用事業所となります（法人の場合、同一の法人番号を有する全ての適用事業所に使用される被保険者数で判定）。

したがって、令和5年10月～令和6年9月までの6カ月以上で被保険者数が51人以上の企業等は施行日（令和6年10月）から特定適用事業所となります（該当する可能性がある企業等には年金機構からお知らせ等を送付）。

### ◆社会保険の適用対象となる短時間労働者とは

特定適用事業所で働くパート・アルバイト等の短時間労働者は3/4基準（週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用者の3/4以上）を満たさない方でも、①週の所定労働時間が20時間以上、②月額賃金が8.8万円以上（残業代や賞与、臨時的な賃金等は除く）、③2カ月を超える雇用見込みがある、④学生ではない、のすべてを満たす場合は社会保険の加入対象となります。

新たに特定適用事業所となる企業等は、加入対象者の把握や従業員への説明など必要な準備を進めることが重要となります。

## 確定申告の内容に間違いがあった場合は

令和5年分の確定申告が始まりましたが、確定申告書を提出した後に申告内容の誤りに気がついた場合は、申告期限内であれば最後に提出された申告書が取り扱われるため、訂正した申告書を再提出します。

申告期限後に申告書等の誤りに気づき、納付する税額を多く申告していた場合や還付される金額を少なく申告していた場合などは「更正の請求」を行うことで税金が還付されます。また、税額を少なく申告していた場合や還付される金額を多く申告していた場合は「修正申告」を行い、正しい税額に訂正します（新たに納付する税額は、修正申告書を提出する日が納付期限）。

## 令和6年度の労災保険率の改定について

労災保険率は業種ごとに定められており、各業種の災害発生状況などを考慮して原則3年ごとに改定されます。

これにより令和6年度の労災保険率は、全54業種のうち20業種で改定（17業種で引下げ、3業種で引上げ）となります。また、一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率を全25区分のうち5区分で引下げるほか、請負による建設事業に係る労務費率を改定します。

なお、雇用保険料率については変更ありません。